

八雲町暴力団排除条例 (仮称)の制定について

暴力団は、暴力行為や暴力を背景とした活動によって資金獲得を図り、身近な住民生活や社会経済活動に不当に介入し、住民や事業者に脅威を与える存在となっています。こうした状況から、社会全体で暴力団を排除する機運が高まっており、国および道に



町民意見公募手続き (パブリックコメント) の実施結果について

・八雲町津波避難計画(素案)について
提出意見…1件

・八雲町林業研修センターの用途変更について
提出意見…1件

※提出意見の内容および町の回答については、町HPにてご確認ください。

において暴力団排除に関する法律・条例が制定されているほか、全道8割の市町村で条例を制定済みであり、このたび八雲町においても、暴力団の排除について、基本理念等必要な事項を明確にするとともに、暴力団排除に関する施策の総合的な推進を図り、安全で安心して暮らすことができ、社会の実現を目指すために、「暴力団排除条例」を制定するものです。

【意見の募集期間】

10月7日(月)～11月6日(水)

【資料の入手方法】

①町ホームページからのダウンロード

②次の場所への備付

総務課総務係

【提出先】

①書面の持参 総務課総務係

②書面の郵送

〒049-3192

八雲町住初町138番地

八雲町総務課総務係 宛

③FAX

0137-62-2120

④電子メール

soundu@town.yakumo.lg.jp

【問い合わせ先】

総務課総務係

八雲町自治基本条例の 見直しについて

八雲町自治基本条例は、町民主体のまちづくりを実現するためのルールや仕組み、制度など八雲町の自治の基本を定めた「まちの最高規範」として平成22年4月1日に施行されました。

本条例では、条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が八雲町にふさわしく、社会情勢に適合しているかの検討を行い、必要な見直しを行うこととしているため、今年5月に八雲町民自治推進委員会へ町長から諮問し検討を進めたところ、条例の改正は必要ないとするものです。

【意見の募集期間】

10月1日(火)～10月31日(木)

【資料の入手方法】

①町ホームページからのダウンロード

②次の場所への備付

企画振興課協働推進係、熊石総合支所地域振興課、落部支所

【提出先】

①書面の持参
企画振興課協働推進係、熊

石総合支所地域振興課、落部支所

②書面の郵送

〒049-3192

八雲町住初町138番地

八雲町企画振興課

協働推進係宛

③ファックス

0137-62-2149

④電子メール

kitaku@town.yakumo.lg.jp

【問い合わせ先】

企画振興課協働推進係

八雲町自治基本条例第14条の規定に基づき、アンケート調査を実施します



第4期八雲町障害福祉計画の策定について

八雲町では、障害者基本法に基づく「第3次八雲町障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「第4期八雲町障害福祉計画」の策定に入っておりますが、策定にあたって、

障がいのある方々の生活や福祉サービス等に対するお考えをうかがうため、アンケート調査を行うこととしました。

対象は次の方々で、アンケート結果は計画策定の資料とする以外、個人が特定されたり、個々の回答内容が他に漏れたりすることは一切ありません。

アンケート調査票が送付された皆様におかれましては、ぜひアンケートにご協力くださいますようお願いいたします。

【対象者】

①身体障害者手帳をお持ちの65歳未満の方(八雲町に住所がある方)

②療育手帳をお持ちの方(本人または保護者の住所が八雲町にある方)

③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方(八雲町に住所がある方)

【アンケート調査期間】

10月1日(火)～10月15日(火)

【問い合わせ先】

・保健福祉課障がい者福祉係(シルバークラザ内)

☎0137-64-2111

・熊石総合支所

住民サービス課保健福祉係

今月の「自治基本条例って何ですか?」は都合により割愛します。